

登別市空き家情報登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の空家等の利活用を推進するため、空家等に関する情報の登録及び提供に関する制度（以下「登別市空き家ナビ」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 所有者等 空家等に係る所有権その他の権利を有し、空家等の売却、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3) 連携団体 宅地建物取引業に関する団体で、市と空家等対策に関する協定を結んでいる団体をいう。
- (4) 事業者 連携団体に所属し、胆振管内（室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、豊浦町、洞爺湖町、壮瞥町、白老町、厚真町、安平町及びむかわ町をいう。）に本店若しくは支店、営業所又は出張所を設け、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条に基づき国土交通大臣又は北海道知事の免許を受け有効期限を失効していない者をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、登別市空き家ナビ以外による空家等の取引を妨げるものではない。

(登録対象者)

第4条 登別市空き家ナビの登録申込みの対象となる所有者等は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 専属専任媒介契約、専任媒介契約又は一般媒介契約を締結している者。
ただし、契約を締結している事業者の承諾を得ている場合は、この限りではない。
- (2) 登別市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年条例第22号）第2条第2号に規定される者又は同号に定める暴力団員と密接な関係を有する者

(登録申請等)

第5条 登別市空き家ナビに空家等を登録しようとする所有者等(以下「申請者」という。)は、登別市空き家ナビ登録申請書兼同意書(別記様式第1号。以下「申請書兼同意書」という。)により市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による登録の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、登別市空き家ナビ登録台帳(別記様式第2号。以下「台帳」という。)への登録の可否を決定するとともに、その旨を登別市空き家ナビ登録(適合・不適合)通知書(別記様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(登録内容の変更届)

第6条 前条第2項の規定による登録を受けた所有者等(以下「登録者」という。)は、登録内容に変更があったときは、その旨を登別市空き家ナビ登録内容変更届(別記様式第4号)により市長に届け出るものとする。

(登録の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、台帳に登録した空家等の情報を取り消すものとする。

- (1) 登録された空家等(以下「登録空家等」という。)に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
- (2) 登録の日から起算して3年を経過したとき。
- (3) 登録者から登別市空き家ナビ登録取消届(別記様式第5号)による届出があったとき。
- (4) 提出された申請書兼同意書の内容に虚偽があったとき。
- (5) 第4条に規定する登録対象者の条件に違反したとき。
- (6) 法第2条第2項の特定空家等と判断され、法第14条第2項に基づく勧告を受けたとき。
- (7) その他市長が適当でないと認めたとき。

(登録情報の公開)

第8条 市長は、申請者が同意した場合において、登別市空き家ナビに登録した空家等の情報を登別市公式ウェブサイトに掲載することができる。

2 前項の規定により公開できる情報は次の各号とする。

- (1) 空家等の所在
- (2) 登記事項証明書に記載されているもののうち、土地の地積、建物の構造、床面積及び新築の年月日

(登録状況の通知)

第9条 市長は、第5条第2項の規定により空家等の情報を台帳に登録したときは、その旨を登別市空き家ナビ登録状況通知書（別記様式6号）により連携団体に通知するものとする。

(空家等の利活用に係る申込等)

第10条 連携団体は、事業者から登録空家等の利活用の申出があったときは、登別市空き家ナビ登録空家等交渉申込書（別記様式第7号。以下「申込書」という。）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申込書の提出があったときは、その旨を登別市空き家ナビ登録空家等交渉申込通知書（別記様式8号）により登録者に通知するものとする。

(交渉結果の報告)

第11条 連携団体は、登録者との交渉を終えたときは、その旨を登別市空き家ナビ登録空家等交渉結果報告書（別記様式第9号）により市長に報告するものとする。

(市の関与)

第12条 市長は、登録者と連携団体との空家等に関する交渉及び売却、賃貸等の契約については、一切これに関与しないものとする。

(個人情報の取扱い)

第13条 登別市空き家ナビの運用に関して知り得た個人情報(以下「個人情報」という。)の取扱いについては、登別市個人情報保護条例（平成10年条例第2号）に定めるところによる。

2 連携団体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報を滅失及びき損することのないよう適正に維持管理すること。
- (2) 保有する必要がなくなった個人情報については、确实かつ速やかに廃棄する等適切な措置を講ずること。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。